

須崎くろしお病院	二次文書	第4版	使用開始日：2024年8月20日
----------	------	-----	------------------

医療法人五月会 須崎くろしお病院

院内事故調査委員会設置規程

改訂履歴

医療安全対策委員会	作成：医療安全管理室		
2021年6月1日	制定	第1版	新規作成
2023年7月10日	改訂	第2版	体裁の統一、7. 外部委員への報酬と自己申告・誓約書を追記
2023年7月20日	改訂	第3版	用語の修正 <ul style="list-style-type: none"> ・当該委員会名称「院内調査委員会」→「院内事故調査委員会」 ・「医療事故報告書」→「調査報告書」 ・庶務「医療安全管理者」→「医療安全管理室」
2024年8月19日	改訂	第4版	削除：秘書室長の退職に伴い、委員構成より秘書室長を削除

1. 目的と設置

医療法人五月会 須崎くろしお病院において重大な医療事故(表 1. 参照)が発生した場合、病院長の指示により、原因の究明と再発防止について客観的な視点から協議し、当院における医療安全管理の推進とともに病院運営の透明性を高めることを目的として、院内事故調査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 責務

委員会は、病院長の諮問により次の事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 原因の究明にあたり、関係者の事情聴取、現場検証等により、事故内容の詳細を調査し、事故の事実関係、事故前後の経過などを時系列的に整理し記録する。
- (2) 事例における問題点を整理し、再発防止にむけての改善策を審議する。
- (3) (1) ならびに (2) を評価、検証し、客観的な報告書を作成し、病院長に報告する。
- (4) 報告書の作成は迅速に行なうものとする。

3. 組織および構成

- 1) 委員会は、病院長が委嘱する次に掲げる委員をもって組織する。委員は対象事例毎に選任される。
 - (1) 外部の有識者
 - (2) 医療安全対策委員会 委員長
 - (3) 医療安全管理者
 - (4) 総務部事務長
 - (5) 看護部長
 - (6) 必要に応じて外部の関連領域専門家
 - (7) その他病院長または委員長が指名した者
- 2) 委員長は原則として外部の委員とする。
- 3) 委員長は必要に応じて委員会を招集し、会議の議長となる。
- 4) 委員の任期は、病院長への答申までとする。ただし、病院長が差し戻した場合はこれに応じる。
- 5) 患者および家族が委員会への出席、傍聴および議事録・報告書の開示を要望した場合は、委員会の目的に則り、これを認める。
- 6) 委員会は委員全員の出席を原則とするが、委員がやむを得ない事情により欠席する場合には、事前に書面による意見を委員長に提出することにより、出席に代えることができる。

4. 調査報告書の取扱

- (1) 調査報告書は、病院長が対象事例の患者家族に交付し、説明を行なう。
- (2) 調査報告書を公表する場合は原則として概要版を作成し、公表することとする。
- (3) 患者および家族等より調査報告書全文の公表要請があり、かつ委員から同意を得た場合

には個人情報に配慮して、要請に応じるものとする。

- (4) 医療事故・調査センターへの報告に係る手続き等は医療安全管理者が行う

5. 調査資料の取扱

- (1) 委員会で審議に用いる資料や診療記録については、個人情報に配慮し可能な範囲で匿名化をする。
- (2) 聞取り記録や委員からの意見書および委員会議事録などの資料は裁判所からの開示命令を除き開示しない
- (3) 調査資料一切の書記録は5年間保管する。

6. 秘密の保持

委員会の委員として知り得た事項に関しては、個人情報保護に則り正当な理由なく他に漏らしてはならない。

7. 外部委員への報酬と自己申告・誓約書

- (1) 委嘱した外部委員に対しては、当院の規定に則り支払うものとする。
- (2) 事前に利益相反に関する自己申告書と誓約書を入手することとする。

8. 庶務

会議録の書記ならびに記録の保管、庶務は医療安全管理室が行なうものとする。

9. 規程の改廃

本規程の改廃は医療安全対策委員会の承認を得る。

表1. 医療事故調査制度の対象となる医療事故 ※過誤の有無は問わない

	医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産	左記に該当しない死亡または死産
管理者が予期しなかったもの	制度の対象事案	
管理者が予期したもの		

出典：厚生労働省ホームページ「医療事故調査制度に関するQ&A